

□ 用語解説

用 語	説 明
-----	-----

〈ア 行〉

新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針	グランドデザインの都市像の実現に向け、都市開発諸制度（特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区及び総合設計の4制度）の戦略的な活用を図るための方針（平成31年3月 東京都改定）。
インセンティブ	広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のこと。政策目的を実現するための誘導策として、規制緩和や補助金、税制など様々な手法がある。
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設。雨水貯留施設には、公園等の地表面に貯留ものや、建物の地下に貯留するものなどがある。雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチなど、地表や地下に設置した溝や管に砂利や碎石などを充填し、その中へ集めた雨水を通すことで、雨水を地下へ浸透させるものなどがある。

〈カ 行〉

崖線（がいせん）	長くつながった「がけ状」の地形。
火災危険度	*地震に関する地域危険度測定調査を参照
環境軸推進地区	環境軸形成の指針となる「環境軸ガイドライン」において、都や地元区市町などが連携して取り組むことが効果的と考えられる地区を、まちづくりの熟度や、都市施設の整備の見通しなどを勘案した上で、指定する地区。
緊急輸送道路（特定緊急輸送道路）	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第1次～第3次まで設定されている。
景観基本軸	東京の景観づくりを推進する上で、その基軸として重点的に取り組む必要がある二以上の特別区又は市町村にまたがる地域をいう。
建蔽率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。
公園的空間	民設公園制度における用語で、都市公園に準じた機能を有することを目的とし、「東京都民設公園事業実施要綱」（平成18年6月 東京都）に定める水準の整備と管理が実施され、みどりの持続性・公開性・ネットワーク性が担保された空間のこと。
公開空地	広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には都市開発諸制度等を利用して事業者が計画する建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行又は利用することができる部分。
公開空地等のみどりづくり指針	大規模建築物等の建築を行おうとする事業者が、公開空地等の計画立案に必要な事項を定めるとともに、事業者が都と協議することにより、公開空地等の価値の向上に資することを目的とした指針。
高規格堤防	現在の堤防から市街地側におおむね200～300m（堤防の高さの約30倍）にわたって盛土を行った幅の広い堤防のことで、万一、大洪水によって水が堤防を越えても水は斜面を緩やかに流れ、破堤による壊滅的な被害から街を守ることができる。
洪水調節池	増水した河川の水を一時的に取り込み、下流の流量を減らして水害を軽減する目的で設置される河川管理施設。

〈サ 行〉

災害拠点病院	災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関。
市街地開発事業	都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。地方公共団体等が、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的としている。
事業認可	都市計画公園・緑地などの都市計画施設の整備に関する事業を施行するために、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けることをいう。
地震に関する地域危険度測定調査	東京都震災対策条例第12条第1項及び同条例施行規則（平成13年東京都規則第52号）第5条に基づき、おおむね5年ごとに地震に対する地域の危険度を科学的に測定調査し、都民に公表しているもの。最新の調査は、第8回（平成30年）であり、地震に起因する「建物倒壊危険度（地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定したもの）」と「火災危険度（地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を測定したもの）」を町丁目ごとに測定し、これを合わせて総合的に評価した「総合危険度」の三つの指標について、市街地の危険性の度合いを5ランクで評価している。
浸透トレンチ	*雨水貯留浸透施設を参照
住区基幹公園	住民の日常の利用に供する比較的小規模な公園の分類のこと。規模の小さいものから街区公園、近隣公園及び地区公園がある。
整備基準	「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第59条第4項の整備基準」のこと。特許事業取扱方針に基づく技術基準及び管理運営基準を定めたもの（平成8年8月 東京都策定）。
先行取得	街路・公園等の都市施設や面整備に必要な用地として、都市計画事業に先行して土地を取得すること。
センター・コア・エリア	「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」で位置付けられた地域で、おおむね首都高速中央環状線の内側の、東京圏の中核となるエリア。
総合危険度	*地震に関する地域危険度測定調査を参照

〈タ 行〉

大規模救出救助活動拠点	震災時に自衛隊、広域緊急救助隊、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプ等として活用するオープンスペース。東京都地域防災計画において位置付けられているもので、環状七号線周辺の都立公園などに指定されている。
対策強化流域	「東京都豪雨対策基本方針（改定）」において、浸水被害や降雨特性などを踏まえ、甚大な浸水被害が発生している地域について、豪雨対策を強化する流域として設定。主に神田川流域、渋谷川・古川流域、石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域、谷沢川・丸子川流域、境川流域。
建物倒壊危険度	*地震に関する地域危険度測定調査を参照
地区計画	都市計画法に基づき、地区レベルの視点から道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。
地区施設	地区計画等の中で定められる施設。主として街区内の居住者等が利用するための道路、公園、緑地、広場その他の公共空地。
東京が新たに進めるみどりの取組	グランドデザインで示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、都の関係局による検討を経て、東京が進めるみどりの取組をまとめたもの（令和元年5月 東京都公表）。
東京都豪雨対策基本方針（改定）	局所的な集中豪雨に対し、10年後までに実現すべき目標と、ハード・ソフト両面の取組の方向性を示した基本方針である「東京都豪雨対策基本方針」（平成19年8月 東京都）について、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況などを踏まえ、方針見直しの検討を進め、取りまとめたもの（平成26年6月 東京都策定）。

東京都震災対策条例	地震による災害に関する予防、応急及び復興に係る対策に関し、都民、事業者及び東京都の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定める。
東京都地域防災計画	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画。「震災編」、「風水害編」、「火山編」及び「大規模事故編」で構成されており、「震災編」では、震災に強い東京の実現を図ることを目的に、都及び防災機関が行うべき、予防対策、応急・復旧対策及び震災復興の各段階に応じた具体的内容を記載している。
東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	都と特別区及び26市2町が、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた事業化計画であり、平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」が最新のものとなっている。
東京における土地利用に関する基本方針について	平成31年2月に東京都都市計画審議会から出された答申。ランドデザインを踏まえ、都民、民間事業者、NPO、区市町村等の取組を適切に導くための土地利用の方針であり、今後の土地利用制度をどのように運用していくべきかを示したもの。
特別緑地保全地区	現状のままの緑を保全することを目的とした、都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく地域制緑地の一つ。樹林地、草地、水辺地、岩石地などが良好な自然環境を形成している土地で、①無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止等のための遮断地帯、避難地帯として適切なもの、②神社、寺院等の建造物の遺跡などが一体となって、地域において伝統的文化的意義を有するもの、③風致、景観が優れているもしくは動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要がある、かつ、地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なものが指定される。
都市開発諸制度	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発の誘導を図る制度で、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び総合設計がある。
都市型水害	近年、都市部において頻発しているヒートアイランドも関係すると考えられる局地的な集中豪雨等に起因する水害。
都市基幹公園	都市住民全般の利用を対象とする比較的大規模な公園の分類のこと。総合公園及び運動公園がある。
都市計画法53条に係る建築制限緩和	都市計画法第53条は、都市計画施設の区域内における建築制限の規定である。同法第54条の範囲内の建築物(木造等の構造、2階建て以内、地下室のないもの)は法律上許可しなければならないが、これを超えるものを許可するかどうかは許可権者の判断となる(特例許可)。この許可を行うにあたり、許可権者の多くは基準を作成して運用している。
都市計画区域マスタープラン	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。都市計画法に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、都市計画区域マスタープラン等に即して定める、区市町村の都市計画の基本的な方針。
都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度。
都市施設	都市計画において定められるべき都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設。都市生活を営む上で必要とされる施設で、①道路などの交通施設、②公園などの公共空地、③上下水道などの供給処理施設、④河川などの水路、⑤学校などの教育文化施設、⑥病院等、⑦市場、⑧一団地の住宅施設、⑨一団地の官公庁施設、⑩流通業務団地などがある。

都市づくりの グランドデザ イン	平成 28 年 9 月に東京都都市計画審議会から示された答申「2040 年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもの（平成 29 年 9 月 東京都策定）。
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき定められる、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別 警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき定められる、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
特許事業取扱 方針	「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第 59 条第 4 項の取扱方針について」（平成 25 年 12 月 東京都改定）のこと。東京において、都の指導監督下で、民間事業者において都市計画法第 59 条第 4 項の事業（特許事業）により都市計画公園等の整備、維持管理を行う場合の条件を定めたもの。

<ナ 行>

農の風景育成 地区	区市町と協力して農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用する制度。農の風景育成地区内では、散在する農地を一体の都市計画公園などとして指定することを可能とし、これにより農業の継続が困難となった場合にも、区市町が農地を取得し農業公園等として整備することができる。
--------------	--

<ハ 行>

ヒートアイラ ンド現象	都市部にできる局地的な高温域であり、郊外に比べて都市の中心部ほど気温が高く、等温線の形状が島のように見えるため、ヒートアイランド（熱の島）の名がつけられた現象。
避難場所	災害時やそのおそれがある際に一時的な避難先となる施設や場所。避難時の居住の場は「避難所」と呼ぶ。災害対策基本法では（区）市町村長が立退きの確保を図るため異常な現象（災害）の種類ごとに指定緊急避難場所を指定しなければならないとしている。特別区の区域において、東京都震災対策条例に基づき、大地震時の延焼火災等から避難者の生命を保護するため、広域的な避難を確保する見地から、大きな公園等のオープンスペースを、避難場所として 213 か所指定している（平成 30 年 6 月現在）。
避難有効面積	東京都震災対策条例に基づく避難場所において、総面積から避難者が利用できない建物や池等を除くとともに、避難場所の周辺で発生する火災の影響等を考慮して算出する、実質的に利用可能な避難場所の面積。
防災船着場	地震等の災害時において建物の崩壊や高架橋の落下により車や鉄道等の陸上交通が寸断された場合、陸上交通の代替輸送機関として河川舟運が住民の避難や緊急物資の輸送等の機能を有効に果たすための船着場。

<マ 行>

緑確保の総合 的な方針	特に減少傾向にある東京の民有地の既存の緑を計画的に確保していくことなどを目的に、今後 10 年間で確保する緑の箇所、面積などを明らかにしている。今後確保する緑や街づくりの中で作り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための先導的な施策を提示するため、都が区市町村と合同で策定した方針（平成 22 年 5 月公表、平成 28 年 3 月改定、令和 2 年 7 月改定）。
緑の基本計画	区市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる（都市緑地法第 4 条）。

「未来の東京」戦略ビジョン	2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」を示したもの（令和元年 12 月 東京都策定）。
民設公園制度	都市に必要な基盤である都市計画公園・緑地について、従来の公共による整備に加え、民間の活力を導入することにより、早期に公園的空間として整備及び管理する東京都独自の制度。平成 18 年 6 月に「東京都民設公園事業実施要綱」を施行。
木造住宅密集地域	老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いため、防災上、住環境上課題を抱えている地域。

<ヤ 行>

屋敷林	農家などの周りに、防風、防雪、用材の活用等を目的に設置された林。
湧水	地下水が、台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出ているもの。
遊水機能	公園等の土地が雨水等を地表面に一時的に滞留させて、雨水の流出抑制の効果を発揮させること。

<ラ 行>

流出抑制	雨水が河川や下水道に短時間に流出しないようにすること。これにより、下流河川等に対する洪水負担が軽減される。
緑化地域	都市緑地法第 34 条に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度。この制度の活用により効果的に緑を創出することができる。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。